

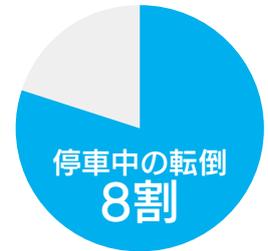
自転車と安全



1. 疫学

東京消防庁によると、幼児同乗中の自転車単独事故で救急搬送された幼児は2011年からの7年間で1,443人に上り、うち約8割が停車中の転倒によるものであった¹⁾。一方、警察庁の報告²⁾では、2020年における自転車乗用中の死傷者約66,000人のうち、13歳未満が4,500人(6.8%)であった。また、歩行者が死亡または重症となった自転車対歩行者事故のうち、35%の自転車運転手が10~19歳であった。

幼児同乗中の
自転車単独事故



2011年からの7年間
1,443人

2. 病態

事故の状況によりさまざまな部位の打撲・創傷・骨折等を生じる。特に自転車に関連して生じやすい傷害としてスポーク外傷、ハンドル外傷³⁾がある。また、自転車転倒の際、保護者に前抱きあるいは背負われていた乳児が重症頭部外傷を負うリスクが非常に高いことが示されている⁴⁾。



自転車転倒の際
重症頭部外傷を負うリスクが
非常に高い

3. 応急処置

外傷初期診療ガイドライン(JATEC)に沿って初期対応をおこなう。全身状態が安定していれば、外傷の種類に応じて洗浄、固定、縫合などの応急処置をおこなう。

4. 予防・啓発

保護者が子どもを同乗させる場合(乳幼児期)

- 子どもを補助席に乗せた自転車を停止したまま自転車から離れないよう指導する。
- 同乗させる子どもには必ずヘルメットを装着させるよう指導する。
- 幼児用座席の適正体格・対象年齢を守り、ドレスガードの使用、ハーネスを適切に使用するよう指導する。
- 1歳未満の乳児を抱っこやおんぶして自転車を運転することは危険であることを伝える。

子ども自身が運転する場合(通常は6歳以上)

- 自転車に乗る際は必ずヘルメットを使用するよう指導する。
- 自転車は自動車と同様「交通事故の加害者側にもなり得る」ことを伝える。
- 家庭・親子関係によっては、特に中高生に対して保護者が十分に指導することが難しいこともある⁵⁾。学校活動や医療機関に訪れる機会を通じて、本人の事故(傷害)予防の意識を高める必要がある。



参考文献 1) 消費者安全調査委員会、消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書「幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故」
2) 警察庁、自転車は車のなかま
3) 廣瀬ら、日救急医学会誌24:933-940,2013.
4) 野村ら、日児誌123:839-848, 2019.
5) Hamanna C, et al. Accid Anal Prev. 131: 350-356, 2019